

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月まで

申立期間①については、実家に家族と同居していた時に、国民年金に加入し、保険料は父親が納付してくれた。父が確かに納めていたので認めてほしい。

申立期間②については、結婚し市営団地に入居しており、国民年金保険料は団地の自治会の組長が集金し、自治会長がまとめてA市に納付していた。

年金のことは、妻に任せていたが、すべての期間について、二人分と一緒に手続きしていたと思う。だから、私の記録は妻と同じであるはずだ。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管していた国民年金被保険者名簿には、申立人の資格取得は、適用漏れによるものであり、昭和 41 年*月*日（20 歳到達日）に遡って加入させ、50 年 9 月 20 日に国民年金手帳を申立人に交付していることが記載されている上、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において 50 年 10 月 16 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち 42 年 4 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、申立人の住民票は、2 回の異動があるものの、同じ市内での異動であり、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①については、「父が納付してくれていた。」と主張し、婚姻後の申立期間②については、「妻が二人分の国民年金保険料を自治会で納付していた。」と主張しているが、申立人自身は、どちらの期間についても保険料の納付に直接関与しておらず、保険料額や領収書等に関する記憶が無いことから、納付状況及び具体的な納付方法については不明である。

加えて、申立期間②において一緒に自治会で国民年金保険料を納付していたとする妻の記録には未納や免除がある上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳の交付年月日は昭和 50 年 9 月 20 日であり、その当時、妻は国民年金保険料の免除をしていた期間であることから、世帯主である申立人について、A 市が申立人の国民年金手帳の交付と同時に、保険料の免除申請を受理することは不自然ではなく、申立人の免除は、当時の保険料納付の基準月である同年 7 月から開始されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで
会社を退職し、A町（現在は、B町）役場で国民年金への加入を行った後、役場から連絡があったが、役場に出向けない事情を話すと、同役場職員が集金に来てくれたので、4か月分をまとめて支払った。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、申立期間を含む全ての期間が納付済みとなっていることから、申立人の申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、役場職員が自宅まで集金に来てくれた際に、申立期間の4か月分をまとめて支払ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間は保険料納付が可能な期間である上、申立期間直後の昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料が、誤って過年度用納付書により、同年8月25日に現年度納付されており、事務手続の不手際があることから、申立期間については、役場担当者により納付書が作成された際に、何らかの誤りがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年5月まで

申立期間の国民年金保険料を払い続けていたと記憶しているのに、納付記録が無い。なぜ抜けているのか分からないが、納付できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年から国民年金に任意加入し、同年4月から58年12月までの129か月分の保険料は納付済み、59年1月から同年3月までは未納、同年4月1日から同年6月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間は未加入期間と記録されていることが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録から確認できる。

しかし、申立人が昭和59年6月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているにもかかわらず、その約半年後の同年11月26日に、同年4月1日を国民年金の資格喪失日として処理されており、かかる処理に合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、国民年金に任意加入後の129か月分の保険料を、おおむね、納付期限内に納付しているとともに、申立期間の前後において、夫は厚生年金に引き続き加入しており、申立人の生活状況に大きな変化は無かったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料についても納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月
昭和61年8月の国民年金保険料について、一緒に納付していた妻の当該月の保険料は納付済みとなっているが、私の分は未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る記録について、オンライン記録により申立人の国民年金被保険者の資格喪失日が昭和61年9月1日から同年8月31日に変更されたため、同年8月の国民年金保険料を還付していることが確認できる。

しかし、申立期間について、申立人は、他の被用者年金の記録が無いことから、国民年金の強制被保険者であり、納付済みの国民年金保険料が還付されなければならない合理的な理由は見当たらず、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年3月1日から20年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社及びB社における標準報酬月額に係る記録を14年3月から15年3月までは30万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は36万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までは32万円、16年1月は28万円、同年2月及び3月は32万円、同年4月から同年9月までは34万円、同年10月から18年8月までは32万円、同年9月から20年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年2月は標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のB社における標準報酬月額に係る記録を20年7月及び同年8月は34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月1日から20年2月15日まで
② 平成20年2月16日から同年9月1日まで

私がA社に勤めていた申立期間①及びB社に勤めていた申立期間②の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているのので、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 14 年 3 月 1 日から 20 年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、14 年 3 月から 15 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 32 万円、16 年 1 月は 28 万円、同年 2 月及び 3 月は 32 万円、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 34 万円、同年 10 月から 18 年 8 月までの期間は 32 万円、同年 9 月から 20 年 6 月までの期間は 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年 7 月及び同年 8 月は 26 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年 2 月の資格取得時は 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の B 社における標準報酬月額を平成 20 年 7 月及び同年 8 月は 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年2月から15年3月までは32万円、同年4月から同年12月までは38万円、16年1月は34万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月から17年3月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は平成14年2月から17年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から17年4月1日まで

私がA社に勤めていた申立期間の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているので、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成14年2月から15年3月までの期間は32万円、同年4月から同年12月までの期間は38万円、16年1月は34万円、同年2月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から17年3月までの期間は36万

円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を6万円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年8月1日まで

申立期間当時は、A社B支店で得意先係として勤務していた。申立期間の標準報酬月額が前後の期間より極端に低くなっているが、病気などで長期間欠勤したことは無く、標準報酬月額が急激に減額されていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和43年5月の取得時決定において5万2,000円、同年10月の定時決定において1万円（申立期間の標準報酬月額）、44年8月の随時改定において4万5,000円に改定されている。

しかしながら、A社が保管する人事記録から、申立人は、申立期間前の昭和42年4月1日、43年4月1日及び申立期間内の44年4月1日において、本給が定期昇給していることが確認できる。

また、A社B支店において申立人と共に勤務していた複数の同僚が、「申立人が長期間欠勤したことはなく、当時は、昇級はあっても極端な給与の減額は考えられない。人事評価制度は導入されていたが、給与に反映されるのは数百円程度で、万単位の減額などは無かった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A社B支店に勤務していた同年代の同僚について、昭和43年4月の定期昇給による同年7月の随時改定及び同年の定時決定において、標準報酬月額が減額されている者はおらず、前記随時改定及び定時決定における標準報酬月額が6万円となっている者が多数見受けられることから、事業主が同年10月の定時決定において、標

準報酬月額が1万円に相当する報酬月額を届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を6万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 63 年 3 月まで
昭和 58 年*月に 20 歳になり、A 市役所で国民年金と国民健康保険に加入した。申立期間について、同市役所窓口で保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の課所記号から、申立人の国民年金手帳は B 社会保険事務所(当時)で付番されたと確認できることから、同社会保険事務所が新設されたのは、昭和 61 年 2 月 1 日であることから、申立人が国民年金への加入手続をしたのは、同年 2 月以降であることが明らかである。

また、申立人の前後の任意加入者及び第 3 号被保険者を調査したところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成 2 年 4 月頃であると推認され、この時点で申立人が過年度納付できる保険料は、昭和 63 年 4 月からの 2 年間となり、申立人のオンライン記録と一致する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を毎月 8,400 円程度であったと主張しているが、これは申立期間よりも後の平成 2 年 4 月当時の保険料に相当する額である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から同年10月15日まで
A病院を退職後、すぐB病院に医師として就職した。継続して勤務していたので空白はあり得ない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A病院を退職した後に空白無くB病院に勤務した。」と主張している。

しかし、当時、B病院を受託していた社会保険労務士に確認したところ、「試用期間があったと思う。」と証言している上、申立人の申立期間と同時期に加入した同僚は、「1か月前後の試用期間があった。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで
給与は上がることはあっても下がった記憶は無く、標準報酬月額が途中で低くなっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、資格取得時の昭和 47 年 6 月 26 日から同年 10 月 1 日までは 5 万 2,000 円、申立期間は 3 万円、48 年 9 月 1 日からは 6 万円となっていることから、申立人は、「申立期間の標準報酬月額が低額になっている。」と主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期の昭和 47 年 6 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、同年 10 月からの標準報酬月額の随時改定の記録が確認できる 186 人を調査したところ、申立人と同様に、申立期間における標準報酬月額が資格取得時より低くなっている者が申立人を含め 46 人確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり著しく低額になったという事情は見当たらず、社会保険事務所(当時)において遡及して訂正しているなどの不自然な事務処理も見当たらないことから、社会保険事務所は同社からの標準報酬月額に係る届出に基づき処理をしたと考えるのが自然である。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から 61 年 3 月 24 日まで

昭和 59 年 2 月に A 社 B 工場に定時社員として就職した。自分より少し前に就職した同僚が入社から 6 か月後には厚生年金保険に加入しているのに、当該同僚よりも勤務時間の長かった自分が 2 年も厚生年金保険に加入していないことはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場から提出された人事報告書及び社員台帳から、申立人が昭和 59 年 2 月 13 日に定時社員として採用され、平成 18 年 3 月 15 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所には、申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出控は保管されておらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人と同月に採用された定時社員には、採用と同時に厚生年金保険に加入している者は無く、採用から資格取得までの期間もそれぞれ異なっていることから、申立期間当時においては、当該事業所では定時社員については採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、資格取得の時期についても会社に一定の決まりは無かったものと思われる。

さらに、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録では、申立人の資格取得日は、いずれも昭和 61 年 3 月 24 日となっており、オンライン記録による申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

その上、申立期間中の昭和 60 年 6 月に申立人の夫が就職した事業所における被保険者記録によれば、申立人は、夫の資格取得と同時に、被扶養者として

届出されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。